

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う

助成金・給付金などをご利用ください

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける、中小企業向け融資制度に係る相談、国の持続化給付金や市の支援金などの申請手続き、各種相談についてお知らせします。

※新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う助成金などの情報は、5月21日現在の情報です。

家賃など月々の固定費が心配な人へ
～ 事業全般に広く使える給付金です ～

■対象

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が前年同月比50%以上減少した中小企業や個人事業者

■金額

(前年の総売上)ー(前年同月比▲50%月の売上×12カ月)
※法人は200万円以内、個人事業者などは100万円以内が上限です。



持続化給付金

■申請方法

WEB申請

※詳細は、経済産業省ホームページ (URL <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>) をご覧ください。



■窓口

○全国相談ダイヤル ☎0570-783183

事業継続のための運転資金が心配な人へ
～ 無利子・無担保で融資します ～

■対象 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が前年同月比5%以上減少した中小企業や個人事業者

	新型コロナウイルス感染症 対策特別資金	新型コロナウイルス感染症 対応資金	新型コロナウイルス感染症 特別貸付
限度額	○運転資金 3,000万円 ○設備資金 5,000万円	運転資金と設備資金の合計 3,000万円	○中小事業 3億円 ○国民事業 6,000万円
貸付利率	0.8%	1.3% または 1.6%	○中小事業 0.21% ○国民事業 0.46%
利子補給	3年間	一定の条件で3年間	
返済措置	2年以内	5年以内	
信用保証料	全額補助	半額または全額補助	なし
窓口	塩尻商工会議所 (市制度資金取扱金融機関) ☎0263⑤0258	長野県産業立地・経営支援課 (県制度資金取扱金融機関) ☎026-235-7200	日本政策金融公庫 松本支店 ○中小事業 ☎0263③0300 ○国民事業 ☎0263③7070

過去に借り入れた資金の返済が負担な人へ
～ 一部実質無利子で借換します ～



日本公庫等の既住責務の借換

■対象制度

- 日本政策金融公庫など
 - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策衛経 など
- 商工組合中央金庫など 危機対応融資

■窓口 日本政策金融公庫松本支店 (中小企業事業)
☎0263③0300

	日本政策金融公庫など	商工中金など
無利子化 限度額	○中小企業 1億円 ○国民事業 3,000万円	1億円
借換 限度額	○中小企業 3億円 ○国民事業 6,000万円	3億円

雇用を維持したいけど給与の支払いが心配な人へ ～ 従業員の賃金などが助成されます ～



雇用調整助成金

■対象

新型コロナウイルス感染症の影響で売上や生産量などが前年同月比5%以上減少するなどの事業者

■内容

労使間の協定と計画により、従業員に休業などをさせ、支払う休業手当などに対し支給

■助成率

○雇用を伴う場合

・中小企業 5分の4 ・大企業 3分の2

○解雇を伴わない場合

・中小企業 10分の9 ・大企業 4分の3

■申請窓口 ハローワーク松本 ☎0263@0111

制度の説明や申請書類の作成などをサポートします

○相談受付

制度の概要をご説明します。

○休業計画などの聞き取り

必要に応じてアドバイザーが事業所を訪問し、申請に必要な休業内容などを聞き取ります。

○書類作成支援

アドバイザーが必要事項を確認し、書類作成の支援をします。

休業要請で影響を受けた飲食店を運営する人へ ～ 10万円を給付します ～



塩尻市新型コロナウイルス 拡大防止支援金

■対象

令和2年4月22日（以下、基準日）時点で市内に食事提供施設を有し、営業時間が午前5時～午後8時の間にある施設のうち、次のすべてに該当する人

○申請日時点において事業を継続している人

○県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協合金・支援金の対象でない人

○基準日以前において市税などに滞納がない人

※暴力団または暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有する人は対象外となります。

■金額

1事業所あたり10万円

※1回限りです。また、施設を複数有する場合も上記金額です。

■申請受付期限

6月12日(金)

※申請方法については、市ホームページ(<https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/sangyousinkou/sangyouseisaku/kakudaibousisienkin.html>)をご覧ください。



事業者の皆さまへのお願い

指定公共機関・社会生活維持に必要な事業者へ

○感染防止策の徹底を図り、事業継続計画(BCP)に基づき事業が継続できるように努めてください。

飲食店などを営む人へ

○飲食店では、お客さま同士の間隔を空けるなど感染防止に努め、宅配やテイクアウトの導入を積極的に検討してください。

○不特定多数の人が利用する店舗では、レジで並び場合に距離を取るなど、感染防止に努めてください。

一般事業者へ

○従業員の健康観察、風邪症状がある場合の休暇取得などに努めてください。

○職場に出ている職員数が通常より大幅に少なくなるよう努めてください。

○手洗いの励行、マスクの着用、定期的な換気などを徹底してください。



事業者向け経済対策総合窓口

市では、事業者向けの経済的支援に関する窓口を設置しています。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り電話での対応をお願いします。

市民交流センター（えんぱーく）4階 401 会議室

○市産業政策課 ☎0263⑤3411 ○塩尻商工会議所 ☎0263⑤20258